

奈良市旧神功小学校跡地活用に係る市有地売却等プロポーザル審査委員会設置要領

(設置)

第1条 奈良市旧神功小学校跡地活用に係る市有地売却等に係る優先交渉権者（以下「事業者」という。）をプロポーザル方式により選定するに当たり、透明性及び公平性を確保するため、応募のあった者の審査を実施する奈良市旧神功小学校跡地活用に係る市有地売却等プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) プロポーザル募集要項・仕様書等の策定に関する事項
- (2) 提案書を審査するための評価基準及び評価方法の策定に関する事項
- (3) 提案書の審査に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、審査に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、3人以上の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 専門的知識を有する者
- (3) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から審査結果を市長に報告する日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、会議の運営上必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 5 会議の招集者は、会議を招集する暇がないと認めるときは、持ち回りにより、会議の開催に代えることができる。

(会議の公開)

第7条 委員会の会議は、公開とする。ただし、奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号）第29条各号のいずれかに該当する会議については、非公開とする。

(報告)

第8条 委員会は、審査終了後、その結果を市長に報告するものとする。

(守秘義務)

第9条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、総務部財政課において処理する。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年1月30日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、当該市有地売却の本契約が成立した日の翌日にその効力を失う。